

日程第 3. 議案第 1 号 南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第 3. 議案第 1 号 南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第 1 号 南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出いたします。提案理由としまして、国の人事院勧告、県の人事委員会勧告、一般職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律及び県内市町村の職員給与改定状況を踏まえ、改正する必要があるため提案いたします。内容については、担当から説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 議案第 1 号 南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の概要を説明します。お手元に配布いたしました議案第 1 号から第 3 号の概要説明がございます。これで説明をいたしましてから概要を詳しく説明いたしたいと思っております。

今回のこの改正の必要性でございますが、先ほども提案理由の中でもございました国の人事院勧告、県の人事委員会の勧告、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律及び県内市町村の給与改定状況を踏まえて改正する必要があるということでの提案でございます。改正の概要でございますが、今回、期末勤勉手当がございますが、勤勉手当の支給割合を 0.1 月引き上げる改正となっております。勤勉手当と期末手当を合算すると、年間支給割合、現在の 4.1 月から 4.2 月となる改正です。再任用の職員にあっては 0.05 月を引き上げ、支給割合が 2.15 月から 2.20 月となるということでもあります。それから、特定職員とは 6 級以上、管理職です。管理職については、月額給料が 0.2 パーセント減額されておりますので、勤勉手当についても同じような額を減じて支給するという改正でございます。もう 1 つ、これは行政職給料表について給料月額を 1,100 円から 2,500 円の幅で平均 0.4 パーセントを引き上げる改正でございます。これについては、国から示された給料表と同じような改正をするということです。この施行期日なのですが、議案書 2 ページにありますように、2 条立てになっております。まず第 1 条で、勤勉手当を 6 月は支給が済んでおりますので 12 月期だけでまず 0.1 月をアップさせます。そして、来年、新しい年度からは 6 月期に前の年と比べて 0.05 月、12 月にまた 0.05 月、というようにトータルで 0.1 月上げるという改正になりますので 2 条立てとなっていることをご理解いただきたいと思います。それと第 1 条では給料表の先ほど触れた各級で 1,100 円から 2,500 円の幅で引き上げるという改正になっております。例をとって新旧対照表をご説明します。1 級の上げ幅が大

きくて、2,500円の差になるということです。1級はおおむねそうですね。2級の20号までは2,500円ですが、それから号級が上がるにしたがって上げ幅が小さくなっていくということです。各級の上位の号は、2,500円程度上がるのですが、4級、5級といくにしたがって上げ幅が小さくなって、上位の級にいくと上げ幅が1,100円程度になっていくという改正となっています。それで施行期日の附則ですが、第1号、先ほど触れましたこの平成27年度分については0.1月を12月期だけで上げるという改正ですので、平成27年12月1日から適用する。第2号の6月期に0.05月、12月期に0.05月の上昇につきましては、28年4月1日からの施行というそれぞれ施行期日が異なる2つの条立てでの今回の改正となっています。

以上が、議案第1号 南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の概要でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第1号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって議案第1号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから議案第1号について討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これから議案第1号 南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。